

# 令和6年1月15日 行政経営改革推進本部会議

**開催日時** 令和6年1月15日(月) 午前9時35分から午前9時55分まで

**開催場所** 庁議室

**出席者** 辻川副市長、山本副市長、教育長、総合政策部長、総合政策部理事(草津未来研究所担当)、総合政策部理事(経営・DX戦略担当)、危機管理監、総務部長兼法令遵守監、まちづくり協働部長、環境経済部長、健康福祉部長、子ども未来部長、都市計画部長、技監、建設部長、建設部理事(プール整備・草津川跡地整備担当)、建設部理事(住宅担当)、上下水道部長、教育部長、教育部理事(学校教育担当)、議会事務局長

**欠席者** なし

**議事概要** 下記のとおり

## 1 審議事項

### 草津市文章生成AI利活用ガイドラインの策定について

【資料1～7】

【経営戦略課より資料に基づき説明】

- ・生成AIについては、実証実験を経て活用の有効性を確認できたことから、令和5年11月定例会において、システムの導入・運用に係る補正予算案を議会に提出し、議決をいただいたところである。今回、令和6年2月からの運用開始に向け、「草津市文章生成AI利活用ガイドライン(案)」を取りまとめたことから、協議をお願いするもの。
- ・策定に当たっての視点(ポイント)として、生成AIについては、行政事務の様々な場面に活用できることが期待される一方で、情報漏洩や権利の侵害等の危険性が指摘されており、こうした危険性を回避しながら、生成AIを適切に活用していく必要がある。また、活用に当たっては、生成AIに関する知識やスキルが求められることから、「活用事例集」をガイドラインに盛り込んだところであり、職員が生成AIを効果的・効率的に活用できる内容とする必要がある。なお、草津市市民参加条例において「市の内部の事務処理等に関するもの」に該当するものについては、市民参加の対象としないことができ、本ガイドラインは、市の内部の具体的な取組を規定するものであるため、パブリックコメントは実施しないこととする。
- ・ガイドラインの対象範囲は、実証実験でも利用した「文章生成AI(以下、『生成AI』という。)」を対象とする。
- ・禁止事項として、個人情報・機密情報の入力、加筆・修正を加えない状態での利用、業務目的以外の利用の3つの項目を禁止している。
- ・推奨する活用事例としては、文章案の作成をはじめとする6つの項目を挙げている。一方、生成AIは、虚偽の内容を回答するおそれがあることなどから、「インターネット検索の代替としての利用」、「法令の解釈等の専門性の高い情報の確認」の2つの項目を推奨しない活用事例として挙げている。
- ・別冊「活用事例集」では、「作ってもらおう」、「なおしてもらおう」、「話してみよう」、「教えてもらおう」の4つの項目に分けて、7つの活用事例を挙げている。「活用のコツ」として、①「質問を明確にすること」、②「繰り返し質問すること」を意識し、段階を踏んだ質問(ステップ1「情報の整理」のための質問を行った後、ステップ2「情報の追加」の質問)を行うと、回答精度を高められるとしている。
- ・昨年、12月25日に行政経営改革推進本部会議幹事会を開催し、基本的な方向性や内容について、各幹事に御理解いただいた。

- ・幹事会では、どのようなシステムを導入するのかといったことなどについて質問があった。導入するシステムは、ビジネスチャット上でChatGPTが利用できるシステムを予定している。また、入力内容はAIの学習に利用されない。なお、策定するガイドラインは、導入予定のシステムの利活用のみを対象としたものではなく、今後、様々なシステムに生成AIの機能が備わることも想定し、生成AI(文章生成AI)全体の利活用に係る内容を示したものとなる。
- ・運用に当たり、全庁的に効果が高いと考えられる事例があった場合は、情報を発信・共有していきたいと考えている。そのための1つの手法として、ビジネスチャットの機能による情報共有をお願いしたい。導入予定のシステムは、ビジネスチャット上で生成AI(ChatGPT)を利用できるものであり、この機能を使うと、好事例(メッセージ)を経営戦略課に転送することができる。
- ・この後、ガイドラインの策定手続きを行い、議会報告(ポスティングを予定)を経て令和6年2月からの運用開始を予定している。

### 【主な質疑・意見】

- ・議会答弁書案の作成業務に生成AIを利用できるのか。  
⇒(当該ガイドラインの遵守を前提として、)利用いただける。
- ・ガイドラインにおいて、生成AIの4つのリスク(①情報漏洩、②回答の不正確性、③知的財産権等の権利の侵害、④個人の権利の侵害)に対して、3つの禁止事項(①個人情報・機密 情報の入力、②加筆・修正を加えない状態での利用、③業務目的以外の利用)を掲げているが、全てのリスクに対応できる禁止事項となっているのか。  
⇒(幹事会での指摘に対する回答があったとおり)外部に発信する資料や文章については、通常、国県の通知や数値等の適正な根拠資料を基に、複数の職員の確認(決裁)を経て作成していると考えている。従来から日常業務として行っていたに加えて、当該ガイドラインに基づく対応を行うことにより、生成AIのリスクに対応できると考えている。
- ・研修を実施しないのか。  
⇒まずは、ガイドラインを庁内に周知し、必要に応じて実施を検討する。
- ・AIが最新の情報を学習していないことで、誤った内容を生成してしまうおそれもあると考えられる。また、内容によっては、AIが生成したものであるかを判断し難いケースも想定されるが、どのように確認を行えば良いのか。  
⇒導入予定のシステム(ChatGPT)は、およそ2年前の情報を基に文章を生成するが、この情報(AIが学習したデータ)にも虚偽の内容が含まれている可能性がある。生成AIは、あくまでも行政事務の効率化を目的とした補助的なツールであり、生成された文章を鵜呑みにせず、根拠情報の確認等、従来から日常業務として行っていたをお願いしたい。
- ・利用開始に当たっては、(確認があった上記の内容を含め、)庁内に十分な周知をされたい。

## 2 その他

- ・特になし。

概要作成担当	草津市 総合政策部 経営戦略課 行政経営係
電話	077-561-6544
メール	keiei@city.kusatsu.lg.jp